

花菖蒲ノ會會報

◆◆解説◆◆

▼統理様を仰ぐといふこと

先の五月の評議員会で、任期満了にともなふ統理選挙があり、鷹司尚武統理様が総員起立の採決で推挙され、引き続きご就任いただくこととなりました。

これまでも御歴代の統理様は、このやうに満場一致で御推戴されてまゐりました。これが神社本庁の伝統です。

この統理様を仰ぐといふことには、どのやうな意味があるのでせうか。

それには、神社本庁設立の状況に遡って理解すべきです。

昭和二十年の秋、大日本神祇会・皇典講究所・神宮奉齋会の三団体を継承する団体を構築すべく検討がされてゐました。そこには「神社聯盟案」「神社教案」の二つがあつたことが知られてゐます。

しかし、同年十二月、GHQによる神道指令が出され、神社も他の宗教団体と同様に、宗教法人令による「宗教法人」とならなければ存続できないこととなりました。

そして急遽、昭和二十一年二月三日に、全国神社を包括する法人として、「神社本庁」を設立し、三団体の業務と、明治維新以来の「国家の宗祀」としての精神を継承し、神社の安定した運営を図ってゆくこととなりました。

しかし、神社といふものは、それぞれに様々な祭神が祀られ、地域差も様々です。

この神社が統合して一つの組織として進んでゆくことを明確にするために、「神宮を本宗」とするいふ形が採用されました。

もちろん、神宮を中心に統合してゐるのは歴史的伝統であります。これを「本宗」の用語で表現したのです。



令和4年
10月1日
第3号

この「本宗」たる神宮と「神社本庁」の関係を明確にするには、神宮祭主様を総裁に、大宮司様を統理に推戴申し上げるのが望ましいといふのが、当時の考へ方でした。

しかし、諸般の事情からこれが直ちに実現はできないことから、神宮大宮司の経験者に統理にご就任いただくのが慣例となり、今日に至つてゐます。

「統理」を仰ぎ戴くことと、「神宮を本宗」と仰ぎ奉賛することとは、表裏一体の根本理念なのです。

統理様は御聴許を受けて大宮司にご就任になられてをります。「おほみこころ」のまにまに神宮祭祀をおつとめになられました。

統理様を仰ぐといふことは、この「おほみこころ」を仰ぐことに他なりません。

「敬神生活の綱領」における「おほみこころをいただきます」

て睦び和らぎ」も、神社本庁憲章に謳われる「敬神尊皇の教学を興」すことも、統理様のもとに神社人が一つに結集することによってなし得ることです。

▼多数決の無意味なこと

私どもが「敬神尊皇」を旨とするのは、神社本庁執行部の多数決によつたものである訳はありません。多数決以前の根本義です。

神社や神道の根本理念にとつて多数決はそもそも無意味です。

多数決を理由に、統理様の指名を否定するといふのは、無意味どころか、神社並びに神道の自殺行為になりかねません。

「おほみこころ」を多数決で拒否するなど言語道断の所業です。

先に述べたやうに、神社本庁ならびに全国の神社は、戦後の諸制度のなかで宗教法人となり、そして今日もコンプライアンスをもって宗教法人としての運営に遺漏がないやう努めてをります。

しかし、宗教法人であるこ

とが第一義なのではありませぬ。宗教法人の枠組みを受け入れ、それに順応しつつも、神社が本来在るべき姿を常に模索し、復元すべき方途を検討し、その対策として様々な本庁諸制度の改革も行ってきました。

戦後、独立を回復すると、宗教法人法が制定され、文部大臣により宗教法人審議会が開かれ、宗教法人の問題点が審議されました。ここで神社本庁の代表は、神社の公的性格を課題にしましたが、他教団からは否定的な見解が示されました。

そこで神社界が提示したのが神宮の御鏡の問題でした。結果、池田内閣の答弁書として、神宮の御鏡は皇位と密接な関係があり、神宮の祭祀は皇室と連絡を執りなされるものと認定されました。

神宮が皇室との公的連携があることが認められたことから、さらに個々の神社の祭祀も公的性格があることを明らかにしてゆく作業の第一歩となりました。

そこでこの後、神社本庁では、「神社審議会」や「本庁機

構に関する委員会」などがほぼ十年に一度は繰り返し開催され、本庁のあるべき姿を検討してきました。

昭和五十一年に代表役員を統理から総長に変更したのも、この委員会の答申に基づきます。

この変更は、世俗の法人業務の代表を総長としただけなのであって、統理の権限を縮小したものではありません。

同時にこの委員会では、教団活動の充実や、宗教機能の根本的規程の整備も答申してあります。

教学研究室や中央研修所の設置、さらに神社本庁憲章の制定はすべてこの答申によるものです。

今日の時点で、統理は理事会の多数決議に従ふべきだなどとするのは、神社本庁設立以来の、先人達が神社の本姿を求めて努力してきた実績を抹消してしまはうとするものであり、神社本庁の存在理由を否定する行為に他なりません。

神社本庁憲章の違反行為でもあります。

▼無意味どころか破滅行為
理事会の多数決優先の論理は、神宮本宗も敬神尊皇の教も否定するものです。

営利企業の連合体的組織ならそれでよいかもしれません。それでは、宗教法人として

投稿(要約)

三島神社(奈良県宇陀市)

禰宜 山口 智

今や広く社会の信用を失っている神社本庁の混迷状態をただせるのは、最高議決機関である評議員会であり、評議員会にはその責務があるのではないでしょうか。

田中氏と同氏に同調する理事や部長たちは、庁規第十二条の「役員会の議を経て」という文言を意図的に誤解釈し、統理の指名行為は、役員会の議決に拘束されるといふ法律用語の基本を逸脱した珍説を主張し、鷹司統理が行った正当な芦原総長指名を否定しているのです。

私は、建設省・国土交通省において法律職のいわゆるキャリア官僚でしたが、霞ヶ関の法律職の間では、「役員会の議を経て」と「役員会の議に基づき」の規

も、雑多であやしげな新興宗教団体と同様かそれ以下の存在となってしまひます。神社を破滅させるふるまひです。神社本庁の正しい存続・継承のために、統理様をお支へ申してまゐりませう。

定の違いは常識であり、鷹司統理の仰る通り、「役員会の議を経て」という場合には、役員会の議に拘束力はありません。

にもかかわらず、田中氏らは、役員会において自派の理事が過半数であることを利用して、統理の権威に真正面から刃向かう「多数者の圧政」あるいは「クーデター」といふべき暴挙に出ているのです。

統理の権威を真つ向から否定する田中氏らに、いかなる大義があるのでしょうか。

異例の四期も総長を務めた田中氏が、五期目も総長を務めなければならぬのはなぜでしょう。大きな闇があると思いませんか。

(投稿者略歴) 昭和三十七年生、京都大学法学部卒、ILOジュネーブ本部勤務、建設省情報管理室長、建設経済研究所研究理事などを歴任)

東京地裁への提訴について

評議員会後の役員会で、統
理様は芦原高穂氏を総長とし
て指名されました。

しかし、田中前総長は、「役
員会では田中氏を支持する役
員が多数を占めており役員会
の議決がない限り統理による
指名は法的効力を生じない。

統理は役員会の多数が支持す
る田中氏を総長に指名すべき
である」として統理の総長指
名の効力を否定しています。

そこで、庁規の規定上、統
理の指名は効力を生じている
として、芦原氏が自らが総長
であることの確認を求めて提
訴しました。

九月二十九日に公判があり、
芦原氏、本庁（田中氏が後任
が確定するまで在任と主張）
側の双方からの主張書類が提
出されました。

この裁判の論点につき、以
下に報告します。

①事実関係

本年五月二八日の評議員会
で全会一致で統理に就任され

た鷹司統理は、庁規第十二条
第2項の「総長は、役員会の
議を経て、理事のうちから統
理が指名する」との規定に基
づき同日の役員会で芦原氏を
総長に推薦し、荒井総務部長
はこれを「指名」として扱っ
た。

しかし同役員会で田中前総
長、荒井総務部長らが「統理
は役員会の決議に従って次期
総長を指名しなければならな
い。それが庁規第十二条第2
項の正しい解釈だ」と主張し
て総長選任の決議を行うこと
を求めて譲らなかつたことか
ら、同役員会で議長を務めた
統理は、決議が必要かなどの
法的問題については持ち帰っ
て弁護士に相談する旨伝え、
同日に結論を出すことはなか
った。

鷹司統理は、五月三十日に
文部科学省の見解等から「議
を経て指名」という規定は、
決議を必要とする趣旨ではな
いと解される旨の説明を複数
の弁護士から確認し、これに

基づき改めて五月三一日に芦
原氏を総長とする指名書を神
社本庁に交付した。

指名を受けた芦原氏は、鷹
司統理の指示に従い庁務を進
める責任を果たすため、まず
は自らが代表役員に就任した
旨の登記申請を行った。

これに対し田中前総長は異
議を唱え、旭川地方裁判所に
地位保全仮処分を申し立てた。

旭川地方裁判所は、五月二
八日の役員会で統理が「誰を
総長とするかについては一旦
持ち帰って下さい」旨述べて
結論を出さなかつたことから、
同日の役員会では審議そのも
のが終わっておらず、統理の
指名があつたとは言えないと
して、新総長はまだ決まってい
ないとの暫定的判断を下した。

②統理が田中前総長を指名し ない理由

今回、鷹司統理が田中前総
長を総長として指名しなかつ
たのは、神社本庁の基本財産
だった百合丘職舎の不当廉売
事件、神社本庁職員であつた
稲氏、瀬尾氏に対する懲戒処
分無効確認事件に関わる田中
前総長の対応に強い疑問を持

つたためである。

同判決では、田中前総長体
制の下で部長（稲氏ら）から
見て背任的取引が行われたと
信じるのが相当であると認め
られるような極めて杜撰な
庁務運営が行われていたこと
が公に確認され、その問題を
指摘した部長を北白川統理名
義で懲戒解雇させたことが違
法な行為であつたことも本年
四月二一日の最高裁判所の決
定で確定したにも拘わらず、
田中前総長が五月二八日の評
議員会で職舎売却は評議員や
役員会で決めたことだから自
分には責任はない旨述べるだ
けで、神社本庁の信用を毀損
したことについての反省謝罪
の弁も聞かれず、再発防止策
も講じることもないなど、総
長としての資質に疑問を禁じ
得ない対応に終始したことか
ら、鷹司統理は、本判決が本
年四月二一日に上告不受理に
より確定した直後に、田中前
総長を総長に指名することは
適切ではないと考えたもので
ある。

この統理の考えは、五月三
十日付統理の指名書に『百合
丘職舎売却から最高裁判決に

至る経緯の中で、神社本庁に
対する国民の信頼が大きく揺
らいでいることが深く懸念さ
れる。この厳しい状況の中、
最高裁判所の決定によって神
社本庁の敗訴が確定した直後
に就任する新総長には、今回
のやうな事態に至った原因を
客観的に検証して、襟を正し
て神社本庁が二度とこのやう
な不祥事を犯すことがないや
う、神社本庁の運営に遵法性、
透明性、公正性を回復させる
重い責任を負ふ。神社本庁統
理鷹司尚武は、かかる重責を
果たし得る総長として、右の
とほり新総長を指名したのも
のである。』と示されている。

③ 庁規第十二条第2項の解釈 について

(1) 田中前総長の主張
* 昭和五十一年の庁規改正
で、統理は代表役員ではなく

統理様のもつで

神社界の真姿を顕現しよう

なり、象徴的存在になった。
* 庁規第四十条第5項で、
統理の全ての行為は総長の補
佐を得て行い、その責任は役
員会が負うと規定された。

これにより、統理は指名権
を持たず、役員会の選んだ者
を総長に指名すべきだとする。
(2) この主張が誤解に基づく主
張であること

* 昭和五十一年の改正は、
統理が代表役員であることで、
法廷に立たされたり、個人的
責任を負うことを避けるため
のものであった。

* 「本庁機構に関する委員
会」の答申に基づくもので、
その答申の要点は

① 総裁を象徴とする。
② 統理を本庁の宗教機能上の
権威として、本庁庁務を統括
するものとする。

③ 法人の代表役員に事務総長
を宛て、名称は総長とする。
というもので、統理の指名権
には何の変更もない。

統理の権限が縮小されたと

するのは、意図的な誤解に基
づく誤った主張である。

* 宗教機能上の権限を明確
にする作業として、「憲章」の
制定がなされ、そこに統理の
権威が明確に示されている。

④ 六月二十三日の役員会

この日の役員会では、田中
氏を支持する理事九名が、統
理の議事進行を否定して、多
数により田中前総長を総長と
する決議をしたが、鷹司統理
は「自分の考えは既に述べた
とおりであり、田中前総長を
次期総長に指名しない。芦原
氏を総長に指名する」旨を述
べられた。

この状況を踏まえて、芦原
氏は、鷹司統理の指名により
総長に就任したことの確認を
求めて、八月五日に提訴され
たのである。

⑤ 裁判の今後

九月二十九日の公判で、裁
判長は双方の意見は出尽くし
ているやうなので結審とする。
判決は十二月二十二日とする
と表明した。

(以上は九月二十九日公判後の
プレスリリースの要約)

ご意見と入会希望者は以下のアドレスに
メールでお願いします。

(会報はメール優先します)

hanashobu2605@gmail.com

入会申込必要事項：

- ① 花菖蒲ノ會趣旨に賛同します
- ② 氏名
- ③ 神社/役職
- ④ 郵便番号 住所
- ⑤ 電話番号
- ⑥ メールアドレス

(メール発信不都合は下記にファクス可)

FAX：03-3668-4097

花菖蒲の花ことばは

「信頼」「情熱」「心意気」「優雅」
「よい知らせ(信頼できる情報)」
ださうです。

「信頼」できる神社本庁の姿を再構築
すべく、「心意気」あるみなさまの
力を結集ませう。

